

過疎地域の持続的発展の支援に関する 特別措置法による固定資産税の課税免除について

▷問い合わせ先＝税務課資産税係(☎内線155・140)

製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等の用に供する設備を取得等した場合、固定資産税の課税免除の適用を受けられます。

▷対象地域＝市内全域

▷対象業種＝製造業、旅館業(下宿営業を除く)、農林水産物等販売業、情報サービス業等

▷対象者＝青色申告をしている個人または法人

▷取得価額要件＝対象となる設備は、租税特別措置法第12条第3項の表の第1号または第45条第2項の表の第1号の規定の適用を受ける設備に限られます。

▷取得期間＝令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

▷課税免除の対象となる固定資産

・土地…対象家屋の垂直投影部分(取得日の翌日から起算して1年以内に対象家屋の建設の着手があった場合に限る)

・家屋…「建物」のうち、直接事業の用に供する部分(事務所、倉庫などは除く)

・償却資産…「機械および装置」、「建物附属設備」、「構築物」のうち、直接事業の用に供するもの

▷課税免除期間＝3年間

▷提出書類＝固定資産税課税免除申請書ほか

▷提出期限＝令和4年1月31日(令和3年4月1日から令和4年1月1日までの取得分が対象)

| 対象業種 | 個人/法人 | 資本金の額等 | 合計取得価額(※1) | 対象となる「取得等」の種類 |
|-----------------------|-------|-----------------------|------------------------|---|
| 製造業 旅館業(下宿営業を除く) | 個人 | — | 500万円以上 | 取得・製作・建設(建物およびその附属設備において、改修のための工事による取得または建設を含む) |
| | 法人 | 5,000万円以下 | | |
| | | 5,000万円超1億円以下 1億円超 | 1,000万円以上 2,000万円以上 | |
| 農林水産物等販売業 情報サービス業等 | 個人 | — | 500万円以上 | 取得・製作・建設(建物およびその附属設備において、改修のための工事による取得または建設を含む) |
| | 法人 | 5,000万円以下 | | |
| | | 5,000万円超1億円以下 1億円超 | 新設・増設(※2) | |

(※1)合計取得価額には、土地の取得価額は含まれません。取得価額は圧縮記帳後の価額となります。
(※2)既存設備の取替または更新の場合は、生産能力が従来に比べ、概ね30%以上増加していることが条件です。

県道(赤崎地区)の道路切り替え工事を行っています

▷問い合わせ先＝沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター道路整備課(☎⑦9919)

下記の期間および下図の区間について、終日片側交互通行規制を行います。規制区間を走行する時は、工事看板などに従って走行してください。

ご不便をお掛けしますが、皆様のご理解とご協力をお願いします。

▷通行規制期間

令和4年1月31日(月)
午後5時まで(天候不良などによる工事の進捗状況により、変更となる場合があります)



(9) 広報大船渡 令和3年12月6日号(No. 1212)

▷問い合わせ＝市役所☎0192⑦3111

償却資産の申告についてのお知らせ

▷問い合わせ先＝税務課資産税係(☎内線155・140)

毎年1月は、固定資産税の課税対象となる事業用償却資産の申告時期です。

令和4年1月1日時点で市内に事業用の償却資産を所有する人は、期限までに申告してください。

▷申告期限＝令和4年1月31日(月)

▷持参するもの＝申告書、種類別明細書、借入資産申告書、マイナンバー(個人番号)および本人確認書類(写し可)

▷その他

・12月17日(金)までに申告書が届かない人で、償却資産をお持ちの人は、問い合わせください。

■太陽光発電設備について

太陽光発電設備は、償却資産として申告の対象

となる場合があります。下表を参考に、対象となる人は申告ください。

※建材型のソーラーパネル(屋根材と一体型)を設置している場合の申告は不要です。

■東日本大震災による代替償却資産への特例適用

震災で滅失、損壊した償却資産の所有者などが、平成28年4月1日から令和6年3月31日までに、被災した償却資産を改良した場合や、それに代わる償却資産(代替償却資産)を取得した場合は、固定資産税額の基となる課税標準額を4年度分(令和3年度取得のものは、令和4年度から令和7年度まで)2分の1に減額します。

特例適用申告書と代替資産対照表に、必要事項を記入の上、申告書と併せて提出してください。

◎申告の対象となる太陽光発電設備

| | 10kW以上の太陽光発電設備 (全量売電・余剰売電) | 10kW未満の太陽光発電設備 (余剰売電) |
|---------|-------------------------------|--------------------------|
| 個人(住宅用) | 事業用資産となり申告が必要 | 住宅用設備となり申告対象外 |
| 個人(事業用) | 事業用資産となり申告が必要 | |
| 法人 | 事業用資産となり申告が必要 | |

e-Tax などについてのお知らせ

▷問い合わせ先＝大船渡税務署(☎⑥3481)、税務課市民税係(☎内線154)

■確定申告はe-Taxを利用しましょう

e-Tax(電子申告)を利用すると、税務署などに行かず自宅から申告できます。書類の添付が省略できることや、還付が郵送などに比べてスピーディーで、大変便利です。

作成・送信は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

※令和3年分の確定申告に関しては、令和4年1月頃公開する予定です。

国税庁 確定申告書等作成コーナー 検索

■決算の仕方の説明動画について

税務署では、例年開催している個人事業者を対象とした決算説明会を、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止とします。

説明会に替わるものとして、決算の方法・注意点などを説明する動画「決算のしかた(青色申告編・白色申告編)」を作成しYouTube 国税庁動画

チャンネルに掲載しますので、ご覧ください。

決算 国税庁動画 検索

■給与支払報告書の電子データ提出について

税務署へ提出する源泉徴収票と、市へ提出する給与支払報告書については、源泉徴収票の枚数が100枚以上となる場合は、eLTAX(エルタックス)またはCDなど、データによる提出が義務となりました。

※令和4年提出分は、令和2年提出分の源泉徴収票の枚数により判断されます。

▷eLTAXとは eLTAX 検索

インターネットを利用して地方税の手続きを行うシステムのことです。eLTAXを活用することで、インターネットで給与支払報告書や管轄税務署への源泉徴収票の申告データを送付でき、給与支払報告書作成における事務負担軽減や、経費削減につながります。

(8)